

富士見市隣地統合促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、狭小地又は未接道地とその隣地の統合を促進することで市内の空家の発生抑制及び解消を図り、市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進するため、狭小地又は未接道地とその隣地を統合する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭小地 面積が70平方メートル未満の私有地で一戸建ての住宅、共同住宅その他の住宅（店舗等の用途を兼ねるものでその用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。以下「住宅等」という。）が立地する土地のことをいう。
- (2) 未接道地 同一所有者の土地のみでは建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項又は第2項に規定する道路に2メートル以上接しない（以下「未接道」という。）私有地のことをいう。
- (3) 隣地 狭小地又は未接道地（以下「狭小地等」という。）と2メートル以上接する私有地で住宅等が立地する土地のことをいう。
- (4) 隣地統合 狭小地等とその隣地を統合し、一体の住宅等の用地とすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、狭小地等又はその隣地の所有権その他の権利により、狭小地等及びその隣地の管理及び処分を行うことができる者（以下「所有者等」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する隣地統合とする。

(1) 隣地統合に係る狭小地等及びその隣地が次のアからオを満たしていること。

ア 申請時点において、狭小地等及びその隣地をそれぞれ異なる個人又は法人が所有しているもの

イ 富士見市空家等対策計画の対象地区内にあるもの

ウ 土砂災害警戒区域にないもの

エ 公共事業の補償の対象となっていないもの

オ この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないもの

(2) 相続又は生前贈与による隣地統合でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 隣地統合した土地に係る統合を10年以内に解消し、かつ、当該解消した土地のいずれかの面積が100平方メートル未満となる場合

(2) 隣地統合に係る狭小地若しくは住宅等が立地する未接道地又はその隣地に建築されている住宅等を除却しない場合

(3) 隣地統合に係る未接道地の未接道が解消しない場合
(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る費用のうち、次に掲げる経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(1) 不動産取得費用

(2) 不動産取得に係る仲介手数料

(3) 測量及び境界明示費用

(4) 登記費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる隣地統合の区分に応じ、当該各号に定める額のいずれか高い方の額とする。

(1) 狭小地とその隣地に係る隣地統合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、

30万円を限度とする。

- (2) 未接道地とその隣地に係る隣地統合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 (当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、1月31日とする。
- 3 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 4 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 5 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業の対象となる狭小地等及びその隣地の案内図
- (2) 補助対象事業の対象となる狭小地等及びその隣地の登記事項証明書
- (3) 所有者等であることを確認することができる書類
- (4) 補助対象事業に要する費用の見積書等の写し
- (5) 補助対象事業の対象となる狭小地等及びその隣地の現況写真
- (6) 隣地統合後の土地の所有者等となる者全員の誓約書 (様式第4号)
- (7) 補助対象事業の対象となる狭小地等及びその隣地の公図
- (8) 補助対象事業が未接道地とその隣地の隣地統合の場合にあっては、未接道地であることを確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認めるもの
(事業内容の変更等の様式等)

第8条 規則第6条第1項第1号の規定による変更に係る申請の様式は、様式第5号のとおりとする。

- 2 規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第6号のとおりとする。
- 3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第7号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第8号により当該申請者に通知するものとする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第9条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第11号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第12号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 取得した狭小地等又はその隣地の売買契約書の写し

(2) 取得した狭小地等又はその隣地の登記事項証明書

(3) 隣地統合に係る狭小地等又はその隣地に建築されている住宅等を少なくとも一つ除却したことが確認できる書類（隣地統合に係る狭小地等に住宅等が立地している場合に限る。）

(4) 補助対象事業に要した費用の領収書の写しその他支払を証する書類

(5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金等確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第13号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第12条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第14号のとおりとする。

(交付決定の取消しの様式)

第13条 規則第17条第3項の規定による取消通知の様式は、様式第15号のとおりとする。

(返還命令の様式)

第14条 規則第18条の規定による返還命令の様式は、様式第16号のとおりとする。